第8期 横手市介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

令和3年3月

横手市

目 次

第	1章 計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	法令等の根拠	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	2
5	計画の策定体制	3
	(1)計画の策定体制	3
	(2)各種アンケート等の実施	3
6	制度改正のポイント	4
	(1)2025(令和7)年及び2040(令和22)年を見据えた計画の策定	4
	(2)計画のポイント	5
	(3)介護保険制度改正の主な内容	8
第	2章 現状の整理と将来推計	11
1	人口構造と世帯の状況	
	(1)人口の推移と人口構造	11
	(2)世帯の状況	12
2	本市の地域特性	13
	(1)公共交通の状況	13
	(2)産業構造	13
	(3)医療体制	14
	(4)介護事業の実施状況における地域特性	15
3	アンケート調査結果から見る現状分析	21
	(1) 第1号被保険者アンケート	21
	(2) 第2号被保険者アンケート	24
4	日常生活圏域の地域特性	27
	(1)人口の推移	27
	(2)高齢者の状況	30
5	第7期計画の進捗状況	32
	(1)高齢者福祉サービスの状況	32
	(2)介護保険事業の状況	35
6	将来人口の推計	39

	(1)総人口の推移	39
	(2)高齢者人口の推移	40
	(3)要介護認定者数の推計値	41
7	高齢者福祉と介護の状況に関する課題の整理	43
第	3章 第8期計画の基本的な考え方	45
1	目指すべき将来像	45
2	計画の基本目標	45
3	施策体系と具体的な取り組み事業	47
	(1)施策体系	47
	(2)基本施策ごとの取組施策と具体的な事業	48
第	4章 施策の展開	53
基:	本目標 I 高齢者への地域における支援体制の強化	53
1	地域包括ケアシステムの深化・推進	53
	(1)医療と介護の連携推進	53
	(2)認知症施策の推進	54
	(3)地域における生活支援体制の整備	57
	(4)地域ケア会議の推進	57
	(5)高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備	58
2	いつまでも生活が続けられる地域の支援体制	58
	(1)地域包括支援センターの機能強化	58
	(2)地域見守り体制の構築	59
	(3)セーフティネットの確保	60
	(4)日常生活圏域を単位とした生活支援	61
	(5)生活支援サービスの提供	62
	(6) 在宅介護への支援	65
基:	本目標Ⅱ 高齢者の自立した生活の維持	66
1	高齢者の生きがいづくりへの支援	66
	(1) 生きがいづくり・社会参加の促進	66
	(2)高齢者の就労支援	66
	(3)敬老意識の醸成	67
2	高齢者の健康づくり・疾病予防	67
	(1) 健康づくりの推進	67

	(2)疾病予防の推進	68
	(3)一般介護予防事業の推進	69
基	- 本目標 介護保険事業の円滑な運営	72
1	効果的・効率的な介護保険事業の推進	72
	(1)制度周知と利用啓発	72
	(2)介護サービス利用・苦情等相談窓口の充実(介護相談員派遣事業)	72
	(3)介護給付等に要する費用の適正化(介護給付適正化計画)	72
	(4) 介護サービス事業者等のさらなる資質向上	74
	(5)介護人材の育成・確保	75
	(6) 低所得者への負担軽減	75
	(7)市町村特別給付等への対応	76
2	計画的な介護保険サービスの提供	77
	(1)居宅サービスの提供	77
	(2)地域密着型サービスの提供	82
	(3)施設サービスの提供	84
	(4) 施設整備計画	87
地	域支援事業の見込み	90
1	地域支援事業の概要	90
2	地域支援事業にかかる費用の見込み	91
第	5 章 介護給付費の見込みと介護保険料	93
1	介護保険事業費等の見込み	93
	(1)介護予防給付費の推計	93
	(2)介護給付費の推計	94
	(3) 総給付費の推計	95
	(4)標準給付費の推計	95
	(5)地域支援事業費の推計	96
	(6)市町村特別給付費等の推計	96
2	第1号被保険者の保険料算出	97
	(1)保険給付費等の財源	97
	(2)第1号被保険者の介護保険料の段階設定	99
	(3)保険料の収納率	99
	(4)介護保険給付準備基金	100
	(5)保険料基準額の推計	101

	(6)低所得者に対する保険料負担の軽減	. 102
	(7)所得段階別保険料	. 102
3	介護保険料の将来の見込み	. 103
第	6章 計画の推進	105
1	計画運用に関するPDCAサイクルの活用	. 105
2	計画の推進体制	. 105
	(1)介護保険運営協議会	. 105
	(2)地域包括支援センター運営協議会	. 105
	(3)地域密着型サービス運営委員会	. 105
3	計画の進行管理	. 106
	(1)進行管理	. 106
	(2)評価・分析の視点	. 106
	(3)事業の進捗状況の公表	. 106
4	国・県による市町村支援等	. 106
資	料編	107
1	第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定経過	. 107
	(1)介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会	. 107
	(2)策定にかかる作業部会	. 108
2	介護保険運営協議会・各部会委員名簿	. 110
	(1) 介護保険運営協議会	. 110
	(2)策定にかかる作業部会	. 111
3	横手市への提言	. 112
4	横手市介護保険条例	. 129
5	横手市介護保険条例施行規則	. 147





第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

この計画は、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(令和7)年、さらには団塊ジュニアが高齢者となり現役世代が急減するとされる2040(令和22)年を見据え、社会構造が大きく変化するなかで健康寿命の延伸や自立した生活の実現など、高齢者が安心して生活していくことのできる地域づくり・まちづくりを目指すものです。

2019 (令和元) 年10月の本市の高齢化率は37.6%となり、2023 (令和5) 年には40%を超える見込みです。介護・医療・介護予防・住まい・生活支援などの介護保険サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を実情に合わせて見直しを図りながら推進し、「地域共生社会」の実現につなげていくことが必要です。

また、自立支援と介護予防・重度化防止という介護保険事業の原点に立ち、在宅医療・ 介護連携の充実を図るとともに、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って 暮らせる地域社会を目指して認知症施策を強化していくことも重要な課題です。

一方で、介護人材の確保には困難な課題が増えてくるものと予想されます。介護に携わる人材を育てる様々な施策を講じるとともに、介護ロボットや ICT を活用した新たな介護見守り技術の導入など、現場の負担を軽減していく体制づくりが不可欠となっております。これらの背景をもとに、第7期計画までの実績・成果や課題を整理し、高齢者の方々が満ち足りた毎日をすごし、横手市で生活する喜びを感じていただける今と未来を築きあげていくために、第8期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

2 法令等の根拠

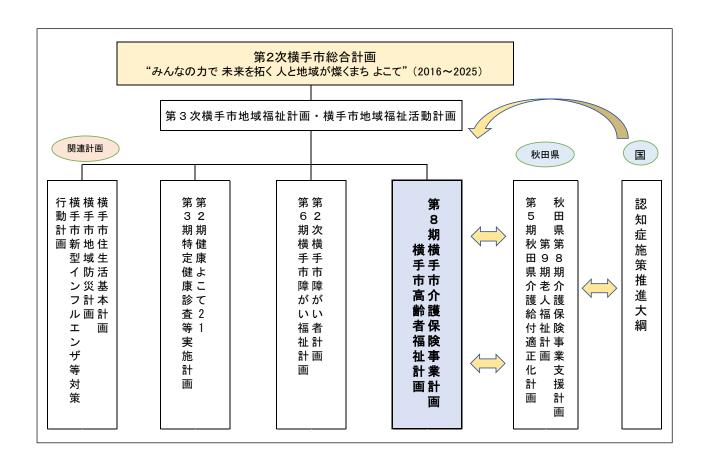
この計画は、介護保険法第117条の規定に定める介護保険事業計画と、老人福祉法第20条の8の規定に定める老人福祉計画(高齢者福祉計画)を一体的に策定したものです。



3 計画の位置付け

この計画は地域において保健・医療・福祉・住まいに関するサービスを総合的に構築していくために、本市の基本計画である「第2次横手市総合計画」と「第3次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」を基にして、「第2期健康よこて21」、「第2次横手市障がい者計画・第6期横手市障がい福祉計画」などの関連計画との整合性を図り策定しました。

また、横手市住生活基本計画、横手市地域防災計画、横手市新型インフルエンザ等対策行動計画、その他の法律の規定による計画との調和を図りました。



4 計画の期間

この計画の期間は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間としますが、2025(令和7)年度および2040(令和22)年度の目指すべき姿を念頭におき、中長期的な視野に立った施策を盛り込んで策定しました。



5 計画の策定体制

(1)計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、庁内関係部署と連携できる体制を整備し、計画の検討・ 立案及び推進について庁内全体で取り組むとともに、広域的調整を行う県との意見交換を 行い、連携を図りました。

また、被保険者の代表、福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者で構成する「横手市介護保険運営協議会並びに横手市地域包括支援センター運営協議会」において、介護保険部会、高齢者福祉部会、介護予防・地域支援部会を設け、必要な事項の協議・検討を行いました。

(2) 各種アンケート等の実施

より多くの市民の意見や意向を計画に反映させるため、次のような各種アンケートを実施しました。

① アンケート調査の実施

(ア) 郵送または電子メールによるアンケート

調査名(対象者)	期間	発送 (対象)数	有効 回収数	有効 回収率
(1)健康と福祉に関するアンケート調査 (要介護認定者を除く、在宅の第1号 被保険者)	2019 (令和元) 年 12月18日から 2020 (令和2) 年 1月6日まで	4,000人	2,447人	61.2%
(2)健康と福祉に関するアンケート調査 (要介護認定者を除く、第2号被保険者)		1,000人	438人	43.8%
(3) 横手市居宅介護支援事業所アンケート (市内の居宅介護支援事業所及び地域 包括支援センターに所属するケアマネ ジャー)	2020 (令和2) 年 6月23日から 7月6日まで	157人	157人	100%

(イ)対面によるアンケート

調査名(対象者)	期間	配布数	有効 回収数	有効 回収率
(1) 高齢者福祉事業の見直しに関する意向 調査(サービス提供対象者)	2020 (令和2) 年 8月25日から 10月5日まで	436人	436人	100%



② パブリックコメントの実施

パブリックコメントの実施について事前に市報にて周知しました。令和2年12月28日から令和3年2月1日まで、本事業計画案を各庁舎窓口での閲覧および本市のホームページにて公開し、市民の皆さんから広く意見を募集しました。

6 制度改正のポイント

(1) 2025 (令和7) 年及び 2040 (令和 22) 年を見据えた計画の策定

「地域包括ケアシステム」の構築・整備に向けた取り組みは、第5期計画でスタートしました。その後も、第6期計画で目指した「地域包括ケアシステムの実現」の段階を経て、2018(平成30)年度以降の第7期計画では「地域包括ケアシステムの深化・推進」を掲げ、その充実に取り組んできました。

2021 (令和3) 年度からの第8期計画では、団塊の世代が75歳を迎える2025 (令和7) 年、さらには団塊ジュニア世代が高齢者となる2040 (令和22) 年を見据えた中長期的な将来予測の下、介護予防・健康づくり施策や認知症施策などの充実により地域包括ケアシステムを推進し、「地域共生社会」の実現につなげていくことが求められます。

図 介護保険事業計画の変遷

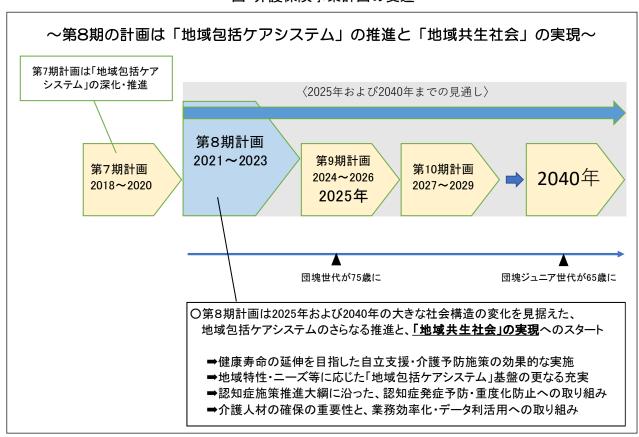
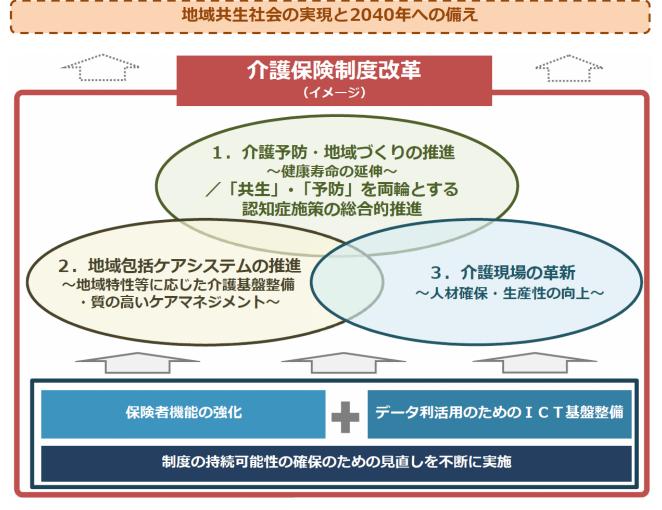




図 介護保険制度改革が目指す地域共生社会の実現と2040年への備え



資料「厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会」より取得

(2) 計画のポイント

「地域共生社会」とは、生活困窮者支援、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会を指しています。

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」は、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた、地域づくりの中核的な基盤となり得ます。

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、以下のポイントを事業計画のそれぞれの施策に反映させています。



① 介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)

- ▶ 一般介護予防事業等の充実のため、住民主体の「通いの場」創出への取り組みや地域のつながり機能を強化(他の事業との連携、就労的活動等を通じた自立促進、医療等専門職の効果的な関与など)
- ► ケアマネジャーが力を発揮できる環境整備や、多分野の専門職の知見に基づくケア マネジメント(地域ケア会議の活用)の資質向上への取り組み
- ▶ 地域包括支援センターと市や既存施設との連携による相談機能強化

② 保険者機能の強化(地域のつながり機能・マネジメント機能の強化)

- ▶ 介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、評価指標の見直し、取り組み の達成状況の見える化などを推進
- ▶ 保険者機能強化推進交付金や介護保険保険者努力支援交付金の評価等も活用しながら、実施状況の検証および取組内容の改善を行うPDCAプロセスを推進
- ▶ 介護関連のデータ(要介護認定情報、介護保険レセプト情報、VISIT、CHASE等) の一体的な利活用のための環境整備を促進
- ▶ 災害発生や感染症流行等に備えた平常時からのリスク管理体制の強化

③ 地域包括ケアシステムの推進(地域ニーズにあったサービスの提供)

- ▶ 高齢者人口や介護サービスのニーズ、地域特性を踏まえた介護サービス基盤と高齢者向け住まいの計画的な整備促進
- ▶ 「介護離職ゼロ」の実現に向けた施設整備・在宅支援サービスの充実、介護付き ホーム(特定施設入居者生活介護)も含めた基盤整備の促進
- ▶ 医療と介護が連携して対応、中重度の医療ニーズや看取りに関する在宅サービスの充実、リハビリテーションの適時適切な提供への取り組み



④ 認知症対策の推進

- ▶ 認知症施策推進大綱の5つの柱(※)に沿った施策の推進
- ▶ 認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくための 認知症バリアフリーへの取り組み
- ▶ 地域で認知症サポーター等を養成し、活躍ができる仕組みづくり
- ▶ 「認知症カフェ」など「通いの場」における、認知症予防に役立つ活動の推進
- ▶ 早期発見・早期対応に向けた、かかりつけ医、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム等の連携体制の整備
- (※) 大綱の5つの柱:①普及啓発・本人発信支援 ②予防 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ⑤研究開発・産業促進・国際展開

⑤ 持続可能なサービス基盤の構築と介護現場の革新

- ▶ 介護人材の確保・離職防止の双方の観点からの、総合的な人材確保対策の推進
- ▶ 介護業務の中心的担い手となる若者、即戦力となる潜在介護福祉士、元気高齢者等 の多様な人材の参入・活躍の促進
- ▶ 介護の魅力向上・発信(現場の介護職が実際に感じている働きがいや魅力を地域社会へ発信、介護現場を地域全体で応援する仕掛けづくりなど)
- ▶ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、人材確保・育成や事務の協働化など、介護現場革新の取り組みの推進



(3) 介護保険制度改正の主な内容

- ① 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正に伴う取り組み (令和3年4月施行)
 - 1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築
 - ○既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、 I 相談支援、 II 参加支援、 III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。 (任意事業)
 - ○新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的に実 施できるよう、交付金を交付する。

2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- ○認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた、国及び地方公共団体の努力 義務を規定する。
- ○市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ○介護保険事業計画の策定にあたり、人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- ○介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態 や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めること ができると規定する。
- ○医療保険レセプト情報等のデータベース (NDB) や介護保険レセプト情報等のデータベース (介護DB) 等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ○社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4) 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

○介護保険事業計画の記載事項として、介護人材確保および業務効率化の取り組みを 追加する。



- ○有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ○介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、 さらに5年間延長する。

② 持続可能性の確保に向けた介護保険制度改正の動向

1) 食費居住費の助成(特定入所者介護サービス費)の見直し

- ○利用者負担を原則としている施設での食費や居住費について、低所得の方に対する 助成に係る年収等の基準を現行より細分化し、本人の負担能力に応じた負担限度額 を設定する。助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性を 確保する。
- ○食費居住費の助成の要件となる預貯金等の基準についても、所得段階ごとに設定する。

2) 高額介護 (予防) サービス費の見直し

○高額介護サービス費の自己負担限度額について、医療保険の高額療養費制度の負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者の収入要件を所得(年収)に応じて3段階に区分し、年収額が多い2つの区分については世帯の上限額を見直す。

3) 居宅介護支援事業所の管理者要件の見直し

- ○居宅介護支援事業所管理者は、真にやむを得ない理由がある場合を除き、主任介護 支援専門員であることが必要。
- ○令和3年3月末日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援 事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者要件の適用を令和9年3月末日 まで猶予する。

4) 第1号事業に関する見直し(事業対象者・サービス価格上限の弾力化)

- ○第1号事業(介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業)の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を追加する。これにより総合事業の利用者が要介護認定を受けた場合に、引き続き総合事業を利用することができる。
- ○第1号事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定める。



5) 在宅医療・介護連携推進事業に関する見直し

- ○市町村は、在宅医療及び介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みの構築を目的として、他の地域支援事業等と連携して次の4つの事業を実施する。
 - ▶ 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施 策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業
 - ▶ 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
 - ▶ 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
 - ▶ 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在 宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行 う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業